

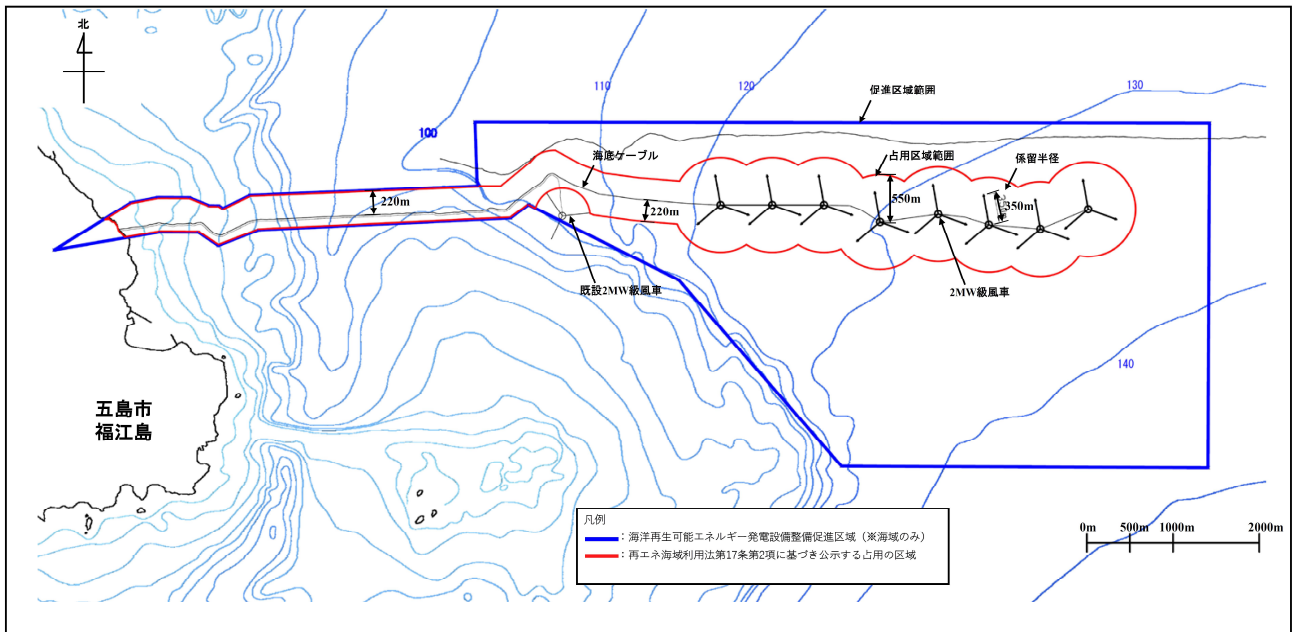
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律
(平成三十年法律第八十九号) 第18条第3項の規定において準用する
第17条第2項の規定により公示する事項

1. 変更認定を受けた公募占用計画の概要
別添のとおり

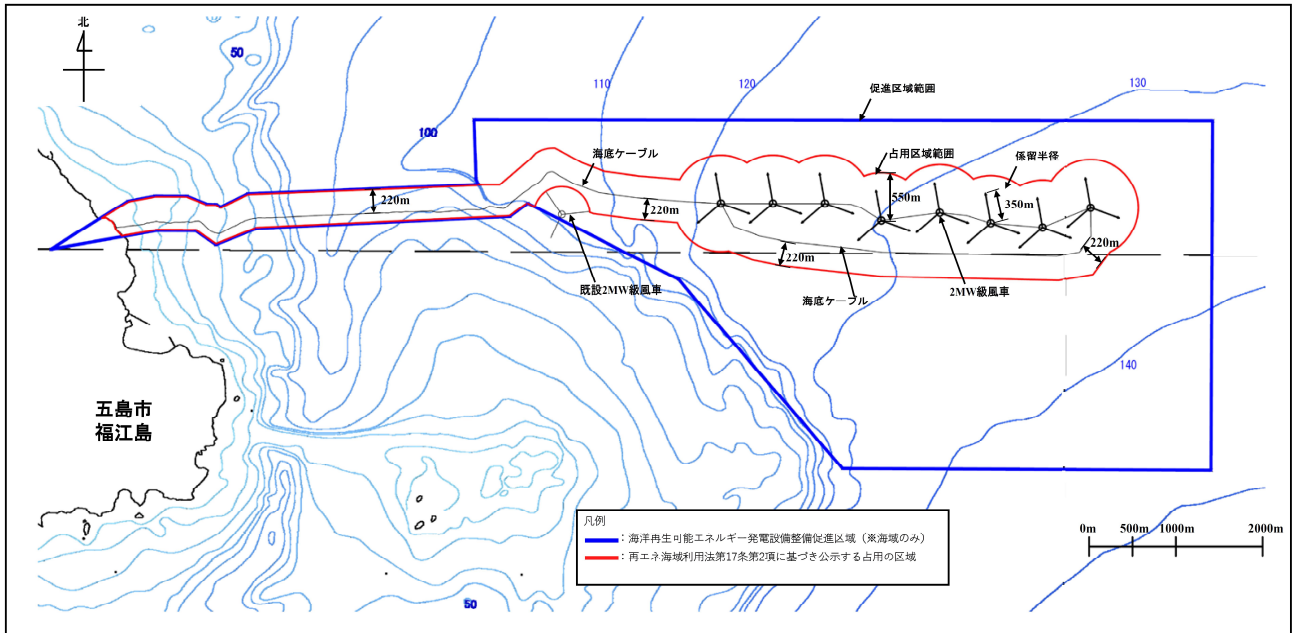
2. 当該変更認定をした日
令和5年3月31日

3. 当該変更認定の有効期間
当該変更認定をした日から 令和34年4月25日まで

4. 促進区域内海域の占用の区域



(参考) 令和4年4月26日認定時



5. 促進区域内海域の占有の期間（変更なし）

令和4年7月1日 から 令和34年6月30日 まで
（ただし、公募占有計画の認定の有効期間内に限る）